

総務企画常任委員会

令和6年3月8日（金）

総務企画常任委員会

定例会名 令和6年第1回定例会
招集日時 令和6年3月8日(金) 午前9時55分
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 6名
委員長 杉森弘之
副委員長 磯山和男
委員 黒木のぶ子
" 遠藤憲子
" 山本伸子
" 鈴木勝利

欠席委員 1名
委員 石原幸雄

出席説明員
経営企画部長 二野屏 公 司
総務部長 野口克己
市民部長 吉田茂男
議会事務局長 滝本 仁
経営企画部次長兼財政課長 糸賀 修
総務部次長兼人事課長 本多 聡
市民部次長兼市民活動課長 飯島希美
政策企画課長 淀川 欽市
総務課長 橋本 円
総合窓口課長 橋本 早苗
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者
書 記 関根 隆行
書 記 宮田 修

令和6年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

- 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 8号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 議案第33号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第38号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

午前9時55分開会

○杉森委員長 おはようございます。

定刻前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

あらかじめ、石原委員より欠席の届出がありましたことを申し添えます。

本日、説明員として出席した者は、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、経営企画部次長兼財政課長、政策企画課長、総務部次長兼人事課長、総務課長、市民部次長兼市民活動課長、総合窓口課長、庶務議事課長であります。書記として、関根さん、宮田さんが出席しておられます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 8号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第18号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

議案第33号 公の施設相互に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第38号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第7号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 おはようございます。総務課、橋本です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

令和5年5月に地方自治法の一部が改正された際に、条のずれが生じました。新条例のうち、地方自治法を引用している箇所について所要の改正を行うものです。

対象となる条例は、牛久市監査員条例、牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、牛久市下水道事業の設置等に関する条例の3条例でございます。

一括して所要の文言の改正を行うものです。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は

御発言願います。ありませんか。

○杉森委員長 以上で議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 総合窓口課の橋本です。よろしく願いいたします。

議案第8号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴いまして、牛久市印鑑条例を改正するものです。

改正による変更点は、マイナンバーカードをお持ちの方については、電子証明書機能をスマートフォンへ搭載することが可能となったことによりまして、スマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の交付申請が可能となることです。

当市におきましても、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行につきまして、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加えて、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による発行ができるよう改正を行うものです。

この改正によりまして、スマートフォンに機能を持たせることによってマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで印鑑登録証明書の交付申請が可能となります。

以上となります。

○杉森委員長 これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。今スマホに機能を持たせることによりという御説明があったんですけども、デジタル庁のホームページを見ますと、まだ全てのコンビニや全てのスマホで使える状況ではないと思うのですが、その辺について詳しくもう少し、そのスマホに機能を持たせるということがどういうふうにするのか、ちょっとデジタル弱者に片足を私も突っ込んでいるので、その辺を御説明いただきたいと思います。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 スマホに機能を持たせるということですが、今のところ可能なのは、機種としましてはアンドロイドのみとなっております。

そしてコンビニの端末ですけども、牛久市では全ての端末で使えるということは確認はしているんですが、条例の改正の議決後、使えるように設定を直してまいります。

○山本委員 実際、そのスマホで使えるためのやり方みたいなもの、すみません。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 使用するときですけども、マイナポータルアプリをスマートフォンにダウンロードして、それを動かすことでそこで認証をすることで使えるようになるということになっています。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。それで、端末ですよ、今端末でマイナンバーカードで使っている方というのがどれくらいコンビニであるのかというのを伺いたいんですけども、令和4年度の決算認定資料によりますと、大体コンビニ交付の発行部数が1万件、あとK i o s k 端末が988件という数字が出ていたんですが、令和5年度の直近の数字をお伺いたいと思います。

それは全体の発行部数の中のどれくらいの割合になっているのかというのを伺いたいと思います。

それから、今回この印鑑証明がスマートフォンでできるということですけども、もちろんこの住民票と所得証明書もできると理解しているのかどうかを確認したいと思います。

以上です。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 今、コンビニ交付の利用状況ですけども、令和5年度の4月から1月までになります、1万1,285件ということで令和4年度をもう既に越しているような形になります。K i o s k 端末も同じように1月までの数字ですが935件ということで、こちらはまだ4年度にまだ行っていません、この後も伸びていくのかなと思います。

全体の割合ですけども、すみません、ちょっとまだここまでは全体の状況が今年度出ていないので数字としてはまだないんですけども。

それと出せる証明書ですけども、住民票、あと所得証明書も交付できるようになります。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 その使用割合、令和4年度でいいので、令和4年度の数字、何割か出ればちょっとお尋ねしたいと思います。

それからこの利用料金なんですけれども、多分300円ということで窓口と変わらない料金だと思うんですけども、私も前に一般質問でお尋ねしたことがあるんですが、ほかの自治体ではコンビニでのときは安くなっているんですよ、近隣の自治体。なるべく市役所の窓口が混まないようにということでコンビニで使う場合は安くなっている、でも牛久市の場合は同じ金額ということで、書かない窓口とか、窓口とか混まないようにという考え方に立つと、そこら辺への検討というのは余地があるのかなと思うところですが、その辺についてのお考え伺いたいと思います。

○杉森委員長 市民部長。

○吉田市民部長 割合というお話で、多分5年度の数字にはなってしまう、途中経過になるんですが、たまたま市役所のほうの下の端末のみなんですけれども、本庁とエスカード、全体でごめんなさい、本庁とエスカードでの交付件数が6万5,000件ぐらいなんです、今ちょうど。それを分母として考えると14%ぐらいというふうに思われますので、少し参考の数字として申し上げます。

それから、書かない窓口に対しての金額の話ですよ、300円の交付手数料をいただいてお

ります。内訳として場所代ですとか、場所代というのは、コンビニエンスストアに機械を設置するに当たってコンビニエンスストアに支払われるお金、それから実際に機械を動かすための委託料等が経費として発生するのですが、そちらが合計で117円かかるようになります。そうしますと、300円から117円が経費としてかかってしまっているので、183円ぐらいが実際の手数料という形で市に入るようになります。考え方かと思いますが、300円を安くするということは、その分の経費は同じものがかかっていますので、その辺の考え方から牛久市の場合は今のところ同じ金額で推移してきたという経過があると理解しております。

○杉森委員長 ほかにありませんか。黒木委員。

○黒木委員 どんどん証明書等も電子、要するにスマートフォンでできるというのはすごく便利なのですが、こういう便利になるということは逆にリスクも考えていかなければならない。先ほど御説明がありましたように、印鑑証明書などにつきましてもその証明書が取れるということなので、その辺の便利さの裏側の不便さというリスクについてはどのように考えられるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 リスクについてですけれども、マイナンバーカードを使用いただく、今回のスマートフォンに載せる場合にもスマートフォン、結局マイナポータルを使うんですけれども、ログイン画面では生体認証ですとか、パスワード入力で本人確認をした上で使えるということにはなっておりますので、そこでは御本人が間違いなく使うということで対策はされていると思います。

以上です。

○杉森委員長 黒木委員。

○黒木委員 よその国というか、よそのそういうものを使ったりなりすましの防止をするために、その辺がスマートフォンに搭載するというか載せるときにその日の確認はどのように、要するにマイナンバーは一応写真がついていますけれども、その辺のやり方でさっき言ったようにリスクが生じてくるのではなからうかと、ちょっとその辺私も全然こういう電子的なものにかなり音痴ですから分からないんですが、ただ想定されるのがそういうものが想定されるけれども、そういうものの防止というものをしっかりやっておかないと、後で何か、国のほう本当に皆さんコンプライアンスということで信用していますけれども、いろんなことを考えるとかなり雑にできていて、後から国の政策なんか国民からいろいろ言われて初めてそこで気がつくという部分があるから、そのまますんなりと受け入れていいのかなというそういう疑問というか懐疑心のできたので、その辺ははっきり皆さんは国の政策そのものを行っているということなので、まだその辺は何というか、問題が生じて初めてそのときに、あ、そういうことができるんだとかそういうリスクがあるんだということが分かるので、この件に関しては取りあえず質問というよりもそういうことを念頭に置いていただきたいなという要望をしておきます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、関連質問で申し訳ないんですけども、コンビニ交付、今住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書と3点できるわけですけども、戸籍関係のサービスというのはやっている自治体もあるんですが、牛久市としては今その辺は考えているのかどうかお聞きしたいと思うんですけども。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 戸籍の交付につきましては、今のところ牛久市ではできない状況です。

○杉森委員長 考えているのかという。市民部長。

○吉田市民部長 戸籍の証明書等の交付ということの考え方なんですけれども、牛久市は今までやっておりませんでした。一方でこの3月1日から戸籍証明書が全国で取れるようになったというのがございます。コンビニ交付とはまた別な手段なのですが、そちらの利便性が確立されたものですから、結局先に先行したところは両方できるような形、今、牛久市はちょっと様子を見た結果、そちらが始まりましたので、ちょっとその状況を見た上で判断したいなと今考えております。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今おっしゃるとおりだと思うので、今後コンビニ交付もできるようにしていただくと、市民の皆さん、非常にサービス向上になると思うのでよろしくお願いします。

それからもう一点、申し訳ないです。よくメールでメンテナンスのお知らせが結構来るんですが、これ実際、いろんな機械の調子もあるんでしょうけれども、定期的なメンテナンスをどの程度していて、また臨時的なそうした故障に対するメンテナンスはどのくらい今やられているのか、ちょっとその辺を分ければお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 メンテナンスにつきましては、J-LIS、地方公共団体情報システム機構というところで行っておりまして、週に一度、水曜日の夜にメンテナンスが入っています。そのほか、また定期的なメンテナンスが、すみません2月につきましては、情報、住基のほうの標準化というシステムがちょっと変わったところがありまして、長い期間メンテナンスの期間をいただいていたんですけども、通常はそういった週に一度とかそういった形でメンテナンスが入っております。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。先ほどの最初の説明で、スマホの中でアンドロイドの部分についてだけ今回利用できるようになるということなんです、それ以外のスマホの方についてはどういふふうに周知というか知らせていくということも大事だと思うんですが、その辺の方法ですね。

それと先ほど黒木委員からもありましたリスクの問題、この操作するのは多分御本人が全部すると思うんですが、コンビニということで全部その辺の操作は本人が全部責任を持ってやるということなんです、そういうところの例えばアクシデントとかそういうのがあったときの対応というのは、市との連携みたいなのできているのか、その辺を伺いたいと思います。

○杉森委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 アンドロイド以外のスマホにつきましては、まだデジタル庁のほうでも示されておりませんので、まずはアンドロイドからということでチラシなども配られて周知……、それ以外の機種が使えるようになったときの周知ですね。すみません、そちらにつきましても使えるようになりましたら広報ですとかそういったホームページ等でお知らせをしてみたいです。

コンビニでアクシデントがあったときの市との連携につきましては、すみません、それはまだ想定はされていなくて、実際にも起きていないので。

○杉森委員長 市民部長。

○吉田市民部長 今回、スマートフォンでできるようになったということで、まさにマイナンバーカードで使う代わりにコンビニを使うということで、基本的には今までと同じ操作を市民の皆様はやるものだと思います。そういう意味では今までのマイナンバーカードの中で、今、総合窓口課長からもあったように大きな問題となっていない、例えば分からないときにはコンビニの店員さんに聞いて、そこで対応されているということが想定されます。同じようなことがこの下のK i o s k端末で起きたときには総合窓口課の職員が行って、初めての方などには御助言というかこういうふうにやってくださいと御説明させていただいておりますので、そういった形で対応されていると想定できます。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第8号についての質疑、意見を終結いたします。

次に、議案第18号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免所及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第18号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。よろしくお願いいたします。

議案第18号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免所及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、御説明いたします。

本条例は、昭和天皇の崩御に際しまして、懲戒処分の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関して必要な事項を定めていた条例でございます。

議案第7号と同様で、地方自治法の一部改正により、条のずれが生じたことについて、本条例の引用箇所を一部改正するか、あるいは条例自体を廃止するかを検討させていただきました。本条例の対象となりますのは、昭和64年1月7日以前に懲戒処分あるいは賠償責任に基づく債務のある職員であります。今後対象となる職員が新たに増えることはございませんので、所期の目的を達成したと判断できることから条例を廃止するものとなります。

なお、条例廃止後も条例に基づく当時の免除が有効であることを明確にするための経過措置を設けてございます。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第18号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第18号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第33号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてを議題といたします。

議案第33号について、提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課、淀川です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第33号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について御説明申し上げます。本件につきましては、龍ケ崎市と平成14年12月に締結しております公の施設相互利用に関する協定書の対象でございます龍ケ崎市都市公園の森林公園につきまして、龍ケ崎市において公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIを活用した再整備を行うことが決定し、施設を休止し、今後民間事業者による運営に移行するということから、龍ケ崎市より当該協定の対象から除外する旨の申出がありましたため、変更協定の締結に関し、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

協定の適用日につきましては、令和6年4月1日となっております。

御説明は以上となります。

○杉森委員長 これより、議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この文言にあるように一部ということで確認したいんですけども、このときに図書館も龍ケ崎との一緒に使えるということが一緒に提案されて、それ可決されていると思うんですけども、その件に関しては全然関係なくて、あくまで森林公園が民間に移管されたのでということなんですけれども、その民間に委託しても牛久市の住民がそれを利用するときに何かその辺は、龍ケ崎の条例とかそういうものに準じる可能性もあるんだろうけれども、安くなるとかそういう恩恵的なものは付加されているのかいないのか、ちょっとその辺のあれがあればお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。龍ケ崎市においてPark-PFIということで、今後民間の事業になります。その後のことにつきましては、現時点の龍ケ崎市からの聞き取りの範疇でございますけれども、市内外、龍ケ崎市から見て市内外の料金の区別はなく一定の料金でのサービスの提供になると聞いてございます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。山本委員。

○山本委員 よろしくお願います。

この相互利用の中に牛久市では女化の福祉センターが入っていなかったんですけども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、こういう相互利用という形を取っているんですが、実際例えば、牛久市民が龍ケ崎市のこの20か所ある中のどこを一番多く使っているのか、逆に龍ケ崎市民が牛久市の施設の中

で多く使っているものというのが分かればお示ししたいと思っています。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。1つ目、福祉センターの件でございますが、本協定締結が平成14年に当初の締結を実施してございます。以前は福祉センターの利用も含んでいたと聞き及んでございます。その後、いわゆるその利用の状況、市民の方の利用がなかなか混み合っ
て難しくなってきたというところがあって、市民の方の利用を優先する形で協定から除外したという経緯を聞いてございます。そのような経緯があります。

2つ目でございます。それぞれ龍ケ崎市、牛久市で利用の多い施設ということでございますが、2年前の数字の取りまとめの中になりますけれども、かつ数字の取り方が各施設によっていわゆる団体の利用であったり個人のカウントであったり、図書館においては貸出し冊数であったり、ちょっとその取り方もまちまちですので、一概には言えないところでありますけれども、利用件数でパーセンテージが多いのは、牛久市の施設でいうとおくの運動広場のテニスコート、令和2年という利用者数で9.9%、全体の利用者数の9.9%で龍ケ崎市の方が利用していたというのが一番高い数値になってございます。失礼しました。もう一つ高いところ自然観察の森、こちら木育のブースがございまして、そこは有料の施設にさせていただいている関係で、入場者の方に受付を取っているということでその方の居住地を把握しているところですので、そこにつきましては13.6%、ここが一番高い数値になってございます。

それと龍ケ崎市ですけれども、こちらは率でいいますと、今対象となっております森林公園、森林公園の利用の中でも宿泊とバーベキューの部分の数字のカウントになりますけれども、ここが全体利用のうち23.9%が牛久市民の利用であったと数字が出てございます。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。この相互利用というのは平成14年に締結されたということなんですけれども、これ以外にちょっと私は相互利用があるのかどうか分からないんですけども、その状況伺いたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 現在、相互利用の協定を締結しているのはこの1件となります。龍ケ崎市との協定のみとなります。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。いろいろ調べました。龍ケ崎市が例えば牛久市と利根町とも相互利用を締結したりしているようです。広域連携ということがこれからもいろいろ、いろんな場面で言われているところなんですけれども、これも相互利用というものもそのうちの一環かなと思うところで、自分たちの自治体ではない施設を近隣の自治体と相互に利用できるというのはとてもいい取組だなと思うので、今後その牛久市として相互利用という取組を増やしていくほうがいいのではないかなと思うところなんですけれども、そこら辺のお考えを伺いたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。広域連携という点におきましては、当然に施設の相互利用だけではなく広く検討する状況にあることは間違いないと考えてございます。施設の利用につきましても、あくまでも市民の方が利用するという目線が必要かと思っております。現時点で具体的に相互利用の件を検討はしてございませんけれども、今後、広域連携、広域行政という観点で様々な点を検討する中においては、そういったところも含めて検討していく形になるかと思っております。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 今、公の施設の相互利用というのはやはりこれからの施設管理等にも含めて広げていく考えというのがやはり当然出てくると思うんですけれども、今森林公園が今回民間に移行するということでこの協定書が変更になるということ、このことは理解をするものなんですけれども、利用料金ですね、今ここに書いてあるいろいろな都市公園とか運動公園とかの利用料金で龍ヶ崎市民、それから牛久市民が利用する場合の差というのはあったのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、先ほど黒木委員から図書館というのも相互利用に入っていた、これちょっと記憶の範囲なのではつきりは覚えていないんですけれども、その辺がどうだったのかというところをその辺ちょっと確認をしたいと思っております。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。利用料金の点につきましては、利用料金の差はなかったものと認識をしております。もう一つ、図書館の相互利用につきましては、現時点で図書館の相互利用としていわゆる貸出しにつきましては、牛久市民、龍ヶ崎市民、相互に貸出しの利用ができるという形になっています。図書館そのものは当然にどなたでも入場することができますので、閲覧という意味ではこちらは数字は取れてございませんが、貸出しという点で数字的にも龍ヶ崎市民の利用は押さえているところでございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 細かい数字なので、もし龍ヶ崎市民のその辺の利用状況が把握できれば教えていただきたいと思っております。利用料金に差はないということでは、龍ヶ崎市ということでは近場ということで利用がやはり増えてくるのではないかと思います、その辺の状況、今回は森林公園が民間になるということでの変更ということだけなんです、その他についてもやはり記入というかその辺の私たちにも知らせていただくような状況というのはどうなっていくのか、その辺ちょっと確認したいと思っております。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。まず相互利用の施設そのものにつきましては、各種ともホームページ等でお知らせをしているところでございます。このように改定があった際には牛

久市のほうでも広報紙などを通じて改めてのお知らせをしているところがございます。

森林公園の今後の展開につきましては、龍ヶ崎市の運営になってございますし、今後民間が入ってくるというところで、当然に今後のオープンに向けましては広く周知があるものと捉えてございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 民間にということで、例えばこの間3月1日の広報うしくかな、それに龍ヶ崎市の湯ったり館がもう3月で終わりますよというような広報もあったので、やはりそういうところを森林公園がこういうような形になるというその辺が広報というのも必要でないかなというところを今感じたものなので、お聞きしました。その辺の対応、どういうものを担当課のほうで対応していただけるかどうか、その辺お願いします。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。今回この協定の変更で、この相互利用の一覧からは外れるというところがございますが、もともと相互利用であったというところの観点と、あと今御質問にもありましたとおりすぐ隣の市の施設でありまして、牛久市民の利用ももともと多かったと我々も認識してございますので、龍ヶ崎市からのお知らせであるとか、今後の運営事業者からのお知らせというところはこちらも注視してみて、広く周知できる形を取るべきというふうにも考えてございます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第33号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第38号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第38号について、提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課、淀川です。議案第38号について御説明を申し上げます。

牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆるマイナンバー法、番号法、こちらの改正に伴いまして、法律の中の別表というものが削除されることになりました。当市の条例で、この法令を引用している箇所がございますので、そこにつきまして定義を追加するほか、文言の整理が必要となりまして改正をするものでございます。

なお、当該改正によりまして、市の事業そのものの内容に変更はございません。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第38号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 今の御説明でマイナンバー法の改正が行われたということで、この改正の背景というものには何があったのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 御説明いたします。国におきまして、いわゆるマイナンバーの利用の向上、利便性の向上と申しますか、そういった観点で改正されたものでございまして、改正のポイントが幾つか示されてございます。マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に関わる規定の見直し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、マイナンバーカードの普及、利用促進、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名などの追加、それから公金受取口座の登録促進、こういったところがポイントとして挙げられておまして、今回、当市の条例改正に関わる場所はマイナンバーの利用及び情報連携に関わる規定の見直しというところでございます。この情報連携がいわゆるしやすくなるようにという法改正があって、それに関する関係する条例の改正に至ったというものでございます。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。このマイナンバーを利用できる事務以外の事務で独自利用事務というのがあるというのをちょっと出ていたんですけれども、牛久の場合はそれがどれに当たるのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 当市で条例に制定しているのは、いわゆるマル福の手続に関するものとなります。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 その独自利用事務というのは、それは情報連携というのはしていないのかどうか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

それとこの改正の施行予定日、それがいつになるのかお尋ねします。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。この独自利用事務ということで条例に制定しているものにつきましては、情報連携をするために制定をしておまして、情報連携の対象となっております。

それと制定の日でございますけれども、失礼いたしました、施工日ですね、法律の施行日につきましては、現時点で国からの連絡によりまして、令和6年5月の末を見込んでいるという情報を聞いております。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、その独自利用事務の情報連携をする場合は、ちょっとほかの市町村を見ると、その情報保護審査会というんですか、委員会に諮ってということが書いてあったんです

けれども、牛久の場合はその辺はどうなっているのでしょうか。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。個人情報委員会の承認を得るという形になってございますので、他市町村と同様の手続となります。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 今、一番最初に御説明あったときに、別表で削除されたという説明があったと思うんですが、説明の中で今独自利用の中にマル福がということなんですが、この第2条に次の2号を加えるということ、(5)、(6)ということがあるんですが、そのマル福の部分についてはどちらに該当するのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。ただいまありました定義の追加の2点、こちらにつきましては両方とも対象になる部分がございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 国がこういうことで改正してくることで、市町村にこのような一度削除されたものが2つとももう一度加えないとそのマル福についての対応が難しいというそういうようなことというのは、大変一番末端事務の方たちを大変混乱をさせることになってしまうということなんですが、確かにマル福については、これ市の独自の利用ということ、県との関係もあると思いますが、独自利用ということですが、この制度はここに改正をしない限り使うことができないというふうに多分規定をされてしまうんだろうなということで、削除されたものをこの2つ加えることで利用できるようにするという理解をしていいのかどうか、ちょっとその辺確認をしたいと思います。

○杉森委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。もともと法律に規定していた別表のほうを別表第2と呼んでいたんですが、その別表第2という言葉で引用していたところがございます。その別表が削除されたということで、いわゆる別の事務の今先ほどの質問でありました定義に改めて追加したところですね、これは改めてできた言葉ではなくもともとあった言葉なんですが、条例の中に定義づけがなかったので定義を加えたという形です。いわゆる言い回しが変わったと、変えざるを得なかったというところがございます。新たな業務が増えるという意味合いではございません。

以上です。

○杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の閉会中の継続調査事項であります公共交通について及び迷惑防止条例については、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。

については、委員長としては引き続き本件について継続調査といたたく存じます。

お諮りいたします。

公共交通について及び迷惑防止条例についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、公共交通について及び迷惑防止条例についてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査とすることに決しました案件につきましては、本委員会は議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本件を除く付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言を願います。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたし

ます。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時51分閉会